

2025年9月22日

各 位

更生会社 株式会社タガヤス  
管財人 弁護士 山 本 幸 治

### 更生計画案提出期間の伸長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社は、令和7年5月15日、大阪地方裁判所から更生手続開始決定を受けた後、債権者、お取引先の皆様からのご理解・ご支援を頂戴し、事業の再建に向けて本更生手続を遂行しております。

今般、債権者の皆様にお届出いただきました債権届出に関して、管財人が認めなかった更生担保権について、更生担保権査定申立て及び担保目的物の価額決定申立てがなされ、未確定債権となっております。これにより更生計画案において定められる更生担保権・更生債権に関する権利の変更及び弁済の方法並びに未確定更生担保権等に関する適確な措置等を確定することができず、提出期間の末日として定められた令和7年9月22日までに更生計画案を提出することが困難な状況となりました。

これを受け、大阪地方裁判所から令和7年9月19日付けで管財人が更生計画案を提出すべき期間を令和8年2月27日まで伸長する旨の決定がなされましたので、ご報告いたします。

更生計画案の提出まで今しばらくのお時間をいただくことになり恐縮に存じますが、引き続き本更生手続へのご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具